地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）

【令和９年度要求額（GX以外）73,021百万円（20,018百万円）（GX）8,000百万円（7,000百万円）】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

2. 事業内容

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

①脱炭素先行地域づくり事業への支援
②重点対策加速化事業への支援
③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

（2）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態：（1）交付金（2）委託費
■交付対象・委託先：（1）地方公共団体等（2）民間事業者・団体等
■実施期間：令和４年度～令和12年度

4. 事業イメージ

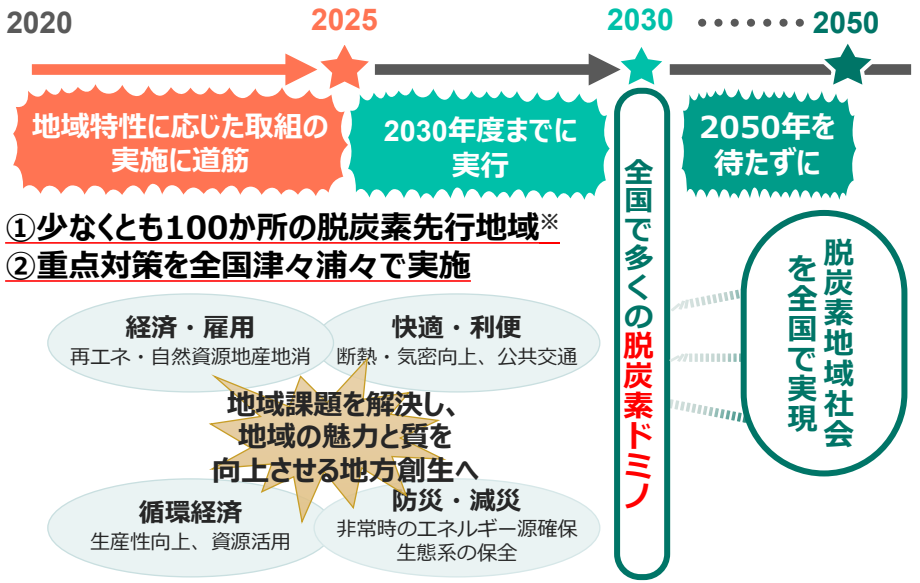

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：（1）交付スキーム>

(a)地方公共団体が事業を実施する場合：国 → 地方公共団体

(b)民間事業者等も事業を実施する場合：国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金　事業内容

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）

①脱炭素先行地域づくり事業	交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること等（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）。 対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現すること等に先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。 交付率　：原則2/3 事業期間：概ね５年程度
②重点対策加速化事業	交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること等（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：１MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。 対象事業：地域共生・地域裨益型再エネの導入や住宅の省エネ性能の向上等の脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。 交付率　：2/3～1/3、定額 事業期間：概ね５年程度
③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）	交付要件：一定の民間裨益が見込まれること等。 対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッド等を構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。 交付率　：原則2/3 事業期間：概ね５年程度

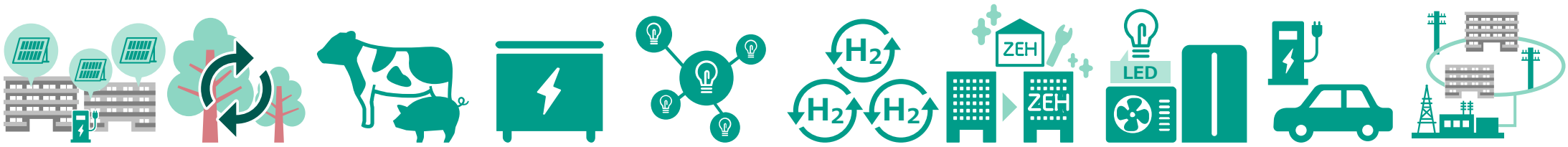

屋根置き自家消費型太陽光発電　木質バイオマスのエネルギー利用　家畜排せつ物のエネルギー利用　蓄電池の導入　エネルギーマネジメントシステム導入　再エネ水素利用　住宅建築物のZEB／ZEH　省エネ設備の最大限採用　ゼロカーボン・ドライブ　自営線マイクログリッド